

の場合

(1) 第一種運転免許試験に課する諸法令

(2) 自動車運送事業等運輸規則

規定による自動車の構造及び取扱方法についての筆記試験は、運転に必要な知識について行う。

第二十一条を次のように改める。

(試験の免除)

第二十一条 令第五十三条第一項の規定によつて免除する令第

五十二条の第一種運転免許試験及び令第五十四条の四により準用して免除する令第五十四条の三の第二種運

転免許試験は次の各号に掲げるものとする。

一 令第五十三条第一項第一号の規定による証明書を

有するものについては令第五十二条第一項第二号の技能試験、同第三号及び第四号の筆記試験

二 令第五十三条第二項に規定するものであつて第一

種運転免許の場合は令第五十二条第二号の技能試験及び第四号の筆記試験並びに第二種運転免許の場合

は令第五十四条の三第二号の技能試験及び第四号の筆記試験

第二十二条第一項中「身体検査」を「適正検査」に改める。

第二十三条の二 令第五十三条の二第二項(令第五十四

条の四において準用する場合も含む)の規定により公

安委員会が合格決定を取り消す場合は、別記第十二号様式の二の通知書を交付して行うものとする。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和三十一年八月一日から適用する。

2 道路交通取締施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十五号)附則第九号の規定によつて第二種運転免許試験を経ないで第二種運転免許を受けたとみなされるものが、令改正後最初に受ける定期検査に当つては、そのものが次の各号の一に該当する

ものであるときは適正検査併せて、第十八条の規定によつて令第五十四条の三第二号に定める方法に準じて技能検査を行う。

一 第二種運転免許を有するもそのものは從来自動三輪車以上の運転の経験がなく技能検査を行う必要があると認められるとき

二 第二種運転免許を有するも、そのものは、從来限定免許であつて、その儘では第二種運転免許で運転できる自動車を運転させることに危険があると認められるとき

三 その他の事情によつて第二種運転免許をもつて旅客自動車を運転させることが適當でないと認められる顯著な事態があつたもの

第八号様式の次に次の二様式を加える。

(第八号様式の二) 第十三条第二項の規定によるもの

申請者の住所、 氏名、年令	自動車のけん引制限免除に関する許可申請書
自動車の種別登 録番号	被けん引車の種 別台数自動換向 装置の有無 自動車と被けん 引車を連結した 全長
使用する特別の 用途	けん引する方法
運転経路 運転日時	出発地 経過地
危険防止の措置	

右許可下さいます。どう申請いたします

年 月 日

鳥取県公安委員会 御中 氏名

昭和31年12月21日 金曜日 鳥取県公報 第2780号

昭和31年12月21日 金曜日 烏取県公報 第2780号 6

自動車のけん引制限免除に関する許可証		発第号
申請者の住所、氏名、年令		
自動車の種別、登録番号		
自動車とけん引車を連結した全長		
けん引する方法		
使用する特別の用途		
運転経路	経過的地地地	
運転日時	年月日	
危険防止上の措置		
右のとおり許可する		
年月日		
鳥取県公安局員会		

(第八号様式の三) 第十四条の規定によるもの

(第九号様式の二) 第十五条の規定によるもの

(註)

- (1) 関係書類とは戸籍抄本又は住民登録票抄本（外国人の場合は外国人登録原票の写）三ヶ月以内の医師の診断書各種証明書、理由書等

(2) 医師の健康診断書には内外部疾患、四肢、視力の状況の外精神病、てんかん、常習めいてい、麻薬常用、覚せい剤常用の有無が記載されていること。

(3) 収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付すること。

(4) 添付写真の裏面には必ず撮影年月日、氏名を記載すること。

(5) 試験の一部を免除される資格の有無欄の記載をするについては該当する記載を赤線で囲むこと。

令第五十三条の二第二項の規定によつて合格決定を取消す事由

発
年第
月
号
鳥 取 県 公 安 委
殿
日
鳥 取 県 公 安 委
記
年 月 合 格 決 定 取 消 に つ い て
由左記の理由によりて貴殿の合格決定を取消したので通知する。

貴管下 ～を管し たから がさ れたから		別紙通知書を本人に交付し失効の免許証を送付願いたい		に居住する		に対しては		年		月		日当		公安委員会において首標の処分	
						</									

(註) (1) 関係書類とは戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては外国人登録原票の写)三ヶ月以内の医師の診断書各種証明書、理由書等

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する

規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「吏員の級」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出雅己

一日 時 昭和三十一年十二月二十五日午前十一時

二 場 所 東伯郡三朝町三朝町民会館

三 附議事項 ① 組合規約の一部改正について

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合理事会を次の通り招集する。

昭和三十一年十二月二十一日

発 行 者 鳥 取 市 東 町 取
印 刷 所 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 県 印 刷 所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

発行日 火

発 行 者 鳥 取 市 東 町 取
印 刷 所 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 県 印 刷 所

昭和二十八年三月鳥取県人事委員会告示第一号（選考に

より採用又は昇任させる職）の一部を次のように改正し、昭和三十一年十月一日から適用する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏